

多様で複雑な火気を使用する設備・器具の
火災予防マニュアルの決定版

平成6年の初版発行から
好評の定番書籍を
16年ぶりに改訂

4訂

火気使用設備・器具の火災予防 知識と実務

東京消防実務研究会 編著

●B5判 ●424ページ

●定価(本体3,800円+税) ●ISBN978-4-8090-2487-0 C3030 ¥3800E

4訂
火気使用設備・器具の火災予防
知識と実務



詳細は
こちら!



内容見本

主な改訂内容

- 離隔距離に関する規定の整備
- 燃料電池発電設備の項目を追加
- 新たに設備・器具の写真と火災事例9件を追加

5 使用に際し火災の発生のおそれのある部分 (条例第3条第1項第4号)

火気使用設備は、「使用に際し火災の発生のおそれのある部分を、特定不燃材料（不燃材料のうちコンクリート、れんが、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しっくいその他これらに類する不燃性の材料をいう。）で造ること。」と規定されているが、「使用に際し火災の発生のおそれのある部分」とは、設備の本体部分（取付枠、支持台及び本体と一体となっている附属設備を含む。）の構造全てを指すものである。ただし、操作上のつまみ、レバー、絶縁材料等は、特定不燃材料以外の材料とすることができる。

また、のぞき窓等に使用するガラスは、特定不燃材料として扱うことにしている。

6 地震動等に対する転倒防止措置等 (条例第3条第1項第6号)

火気使用設備は、「地震動その他の振動又は衝撃により容易に転倒し、き裂し、又は破損しない構造とすること。」とされているが、本規定は、火気使用設備が、一定規模以上の地震による振動又はこれに相当する地震以外の原因による振動、衝撃（落下物等による。）により、容易に転倒、破損等しないような火気使用設備自体の安全性、強度及び固定について規制したものである。

なお、「一定規模以上の地震」とはおおむね300ガル程度の水平加速度を有するものをいう。

7 固体燃料を使用する火気使用設備に附置する取灰入れ、燃料置場 (条例第3条第1項第12号、条例第3条第2項)

まき、石炭等の固体燃料を使用する火気使用設備に附置する取灰入れ及び燃料置場については、次のように規制されている。

第12 燃料電池発電設備 (条例第8条の3)

1 一般(共通)事項

従来燃料電池発電設備に関する規定は、条例第12条の発電設備として規定していたところであるが、平成17年3月22日対象火気設備等省令が改正され、対象火気設備等として燃料電池発電設備が規定されたことから、平成17年10月13日(東京都条例第127号)条例改正により新たに加えられたものである。

(1) 定義・範囲

燃料電池発電設備とは、固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものである。

2 設置基準等

燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、次によること。

(1) 可燃性の物品等からの火災予防上安全な距離(条例第8条の3第1項、第2項、第3項、第4項、条例第3条第1項第1号)

消防総監が定めるところにより得られる距離によるものとし、対象火気設備等基準に基づき得られた距離によることとされた。

設備・器具の構造、設置上の留意事項など
火災予防上重要かつ基礎的な事項について
具体的な例示、図表や写真を
豊富に交えて詳しく解説
多種多様な設備・器具をまるごと理解!

新たな事例も多数追加

例 1

ガスグリル付3口こころ(組込(ビルトイン)型)



事例5

伝導過熱



- 1 焼損程度 部分焼(内壁3m)
- 2 出火原因 防熱板の最下部の隙間からこころの炎が入り、壁内の合板が炭化し火災に至ったもの。
- 3 問題点等 ① 厨房機器と壁との距離が十分に取れていなかった。
② 内壁の構造が適切ではなかった。

東京法令出版

資料編には、関係法令等のほか、火災予防条例(例)と東京都の火災予防条例の比較表も掲載
全国の消防関係者をはじめ、火気使用設備・器具を取り扱う方々もご活用いただけます。

目次

第I章 総論

第1 火気使用設備・器具における規制概要等

第2 給排気方式に関する基本的事項

第3 燃焼

1 燃焼の定義

2 燃焼の条件

3 着火温度、燃焼温度

4 完全燃焼、不完全燃焼

5 爆発

6 理論空気量と実際空気量

7 燃焼生成物

8 燃焼と熱

第4 燃料

1 燃料の定義

2 燃料に要求される事項

3 種別と特色

第5 制御装置及び安全装置

1 制御装置及び安全装置の必要性

2 制御装置、安全装置の種別と特色

第II章 火気使用設備に関する共通事項

第1 火気使用設備の設置位置、構造等

第2 火気使用器具に関する共通事項

第3 火気使用設備の設置の届出等

1 設置の届出

2 審査・検査

第4 火気使用設備・器具の整備業務従事者等

1 石油燃焼機器の整備業務従事者等の知識・技術の習得

2 石油機器技術管理講習

第5 火気使用設備・器具の整備業等の届出

1 届出事項等

2 条則第18号様式・第18号様式の2と記入要領

第6 消火設備

1 水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物

2 消火器具を設置すべき場所

第III章 火気使用設備

第1 炉

第2 厨房設備

第3 ボイラー

第4 ストープ

第5 壁付暖炉

第6 温風暖房機

第7 ヒートポンプ冷暖房機

第8 乾燥設備

第9 サウナ設備

第10 簡易湯沸設備

第11 給湯湯沸設備

第12 燃料電池発電設備

第13 ふろがま

第14 火花を生ずる設備

第IV章 火気使用器具

第1 液体燃料を使用する器具

第2 固体燃料を使用する器具

第3 気体燃料を使用する器具

第4 電気を熱源とする器具

第V章 資料編

第1 関係法令

第2 建築基準法令における換気に関する規制

第3 運用基準等

索引

こちら
も好評
発売中

火災予防条例運用のハンドブック

10訂版 火災予防条例の解説

詳細は
こちら!



内容現在: 令和2年3月15日

東京消防庁 監修

- A5判 992ページ
- 定価(本体4,500円+税)
- ISBN978-4-8090-2480-1 C3032 ¥4500E

東京都の火災予防条例について三部構成で解説!

- 第一編…条例の位置付けや運用上の留意事項等を解説
- 第二編…各条文の趣旨、解釈、運用を逐条で解説
- 第三編…火災予防条例改正の背景と概要や改正経過一覧表等を掲載

※ 本書は火災予防条例(例)の解説ではありません。

申込書

4訂 火気使用設備・器具の火災予防-知識と実務-	申込	部
定価(本体3,800円+税) [コード473]		
10訂版 火災予防条例の解説	申込	部
定価(本体4,500円+税) [コード4070]		
貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 (フリガナ)		
お取扱者(自署) (TEL - -)		
〒		
お届け先住所		
団体名	部署名	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口 (TEL 026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp) までご連絡ください。
 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

最新情報はこちらから!

東京法令

検索



東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先 東京法令出版 受付センター
〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272 (携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード		<input type="checkbox"/> 納品済	入力印 チェック
	得意先コード		<input type="checkbox"/> 請求済	
	在庫	ラベル	〒	